

平成31年3月6日 厚生委員会

市民生活部高齢障害課

議案説明資料

1 議案第16号 田川市手話言語条例の制定について

・・・P1

田川市手話言語条例の制定について

1 制定理由

障害者権利条約や障害者基本法の規定により、手話が言語であると位置づけられたものの、手話に対する理解が広がっていると感じられる状況に至っていない。

このことから、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解を広げ、全ての市民が互いに心を通わせ、支え合い安心して暮らすことができる地域社会を目指し、田川市手話言語条例（以下「条例」という。）を制定する。

なお、田川地区障害福祉担当課で協議し、田川地区8市町村で同じ内容の手話言語条例を同じ時期に制定することを目指すこととした。

2 条例制定に向けたこれまでの経過

年月日	内容
平成30年7月5日	田川聴覚障害者協会及び田川手話の会が、市長に田川地区の条例草案を提出するとともに、条例制定についての要望を行った。 ※田川郡7町村に対しても、6月20日（川崎町）から10月中旬（添田町）にかけて同様の要望活動を行った。
平成30年9月末	条例の素案を作成
平成30年10月5日	田川市と川崎町とで条例の内容について担当者協議
平成30年10月15日	田川地区障害福祉担当課長会議において、条例制定に関して以下を確認し、後日、各首長に報告することとした。 <ul style="list-style-type: none">・ 同じ内容の条例にする・ 平成31年4月1日制定を目指す
平成30年10月23日	田川地区障害福祉担当者会議において、条例の内容について協議
平成30年11月13日	田川地区障害福祉担当者会議において、条例の内容について協議し、条例（案）を作成
平成30年11月27日	田川地区障害福祉担当課長会議において、条例（案）を了承

平成30年12月21日	田川地区障害福祉担当課が田川聴覚障害者協会及び田川手話の会に対して意見交換会を開催。 条例（案）の内容等を説明し、意見を聴取した。 その結果、田川聴覚障害者協会及び田川手話の会が、条例（案）を了承。
平成31年1月7日	田川市障害者総合支援協議会において、条例（案）について審議・承認
平成31年1月15日	庁議において、条例制定について審議・承認
平成31年2月6日	閉会中の田川市議会厚生委員会において、条例制定について事務報告

3 全国及び福岡県の条例制定状況（平成31年2月6日現在）

- ・ 全国：225自治体（25道府県、3区、169市、28町）
- ・ 福岡県：2市（直方市、朝倉市）

4 条例案について

(1) 田川市手話言語条例（案） 資料1（P4）

(2) 田川市手話言語条例（案）逐条解説 資料2（P6）

(3) 主な内容

- ・ 手話に関する取組は、音声言語である日本語と同じように、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る機会等が保障される権利があることを基本として行うことを規定。（第3条）
- ・ 市は、市民に対して手話への理解を広げるとともに、手話の普及に関する必要な施策を実施する責務があることを規定。（第4条）
- ・ 市民の役割として、手話への理解を深めることや、市が実施する手話に係る施策への協力を努めることを規定。（第5条）
- ・ 事業者の役割として、市が実施する手話に係る施策への協力を努めることや、ろう者を雇用するときは、働きやすい環境の整備するために必要な措置や合理的配慮の提供に努めることを規定。（第6条）
- ・ 市は、手話に対する理解の促進、手話の普及及びろう者の意思疎通の支援に関する

施策などを実施することを規定。(第7条第1項)

- ・ 市は、手話に関する施策の実施に当たり、ろう者や手話通訳者等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めることを規定。(第7条第2項)
- ・ 施行日は、平成31年4月1日

5 制定による影響及び効果

条例の制定により、手話が言語であるとの認識を広め、市民の手話への理解や手話の普及に関する必要な施策を講じていくことが市の責務であるとの姿勢を明確に示す。

それにより、市民の手話への理解が深まるとともに、手話の普及が進むことで、手話が使いやすくなる環境が整っていくことが期待される。

6 添付資料

- (1) 福岡県障がい者福祉情報ハンドブック2018(抜粋) 資料3(P10)
(社会福祉法人福岡県社会福祉協議会・福岡県福祉情報センター発行)

田川市手話言語条例（案）

言語は、互いの意思や気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動きとともに、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図るために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかし、手話によって円滑な意思疎通を図ることができる環境が十分に整っておらず、障害者の権利に関する条約や障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)により、手話が言語として位置付けられたものの、手話に対する理解が広がっていると感じられる状況に至っていない。

これらを踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解を広げ、全ての市民が互いに心を通わせ、支え合い安心して暮らすことができる田川市を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者をいう。

（基本理念）

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図ることができる機会及び手話による情報の取得又は利用の機会を保障される権利を有することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関して必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、市が実施する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者を雇用するときは、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の実施)

第7条 市は、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及びその普及に関する施策
- (2) 手話による意思疎通を図る機会及び情報を得る機会の拡大に関する施策
- (3) 手話通訳者の派遣その他のろう者の意思疎通の支援に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号の施策の実施に当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

田川市手話言語条例（案）逐条解説

〔前文〕

言語は、互いの意思や気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動きとともに、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図るために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかし、手話によって円滑な意思疎通を図ることができる環境が十分に整っておらず、障害者の権利に関する条約や障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)により、手話が言語として位置付けられたものの、手話に対する理解が広がっていると感じられる状況に至っていない。

これらを踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解を広げ、全ての市民が互いに心を通わせ、支え合い安心して暮らすことができる田川市を目指し、この条例を制定する。

【解説】

田川市手話言語条例制定の趣旨を説明しています。

手話はろう者にとって、意思疎通を図り、知識を蓄積し文化を創造するための言語として、ろう者の間で受け継がれてきました。

しかし、手話によって円滑な意思疎通を図ることができる環境が整えられておらず、ろう者は、不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者権利条約第2条において、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義されました。また、我が国でも、障害者基本法第3条第3号において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図られること。」と規定されました。

しかしながら、いまだ手話に対する理解が十分であるとはいえません。

このことから、手話に対する理解を広め、全ての市民が互いに心を通わせ、支え合い安心して暮らすことができる田川市を実現するため、本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

【解説】

本条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

手話が言語であると認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定めることとし、市の責務並びに市民及び事業者が担う役割について明らかにしながら、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策を推進することで、ろう者とろう者以外の者がともに生きる地域社会を実現することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者をいう。

【解説】

本条例で使用する用語のうち、その定義が必要なものについて規定しています。

なお、本条例における「市民」は、田川市市民協働のまちづくり条例における「市民」の定義と同様としています。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図ることができる機会及び手話による情報の取得又は利用の機会を保障される権利を有することを基本として行わなければならない。

【解説】

手話に対する理解の促進及び手話の普及についての基本理念を規定しています。

手話に関する取組は、音声言語である日本語と同じように、ろう者には手話を言語として意思疎通等を図る機会等を保障される権利があることを基本としています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関して必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

【解説】

市の基本的な責務について定めています。

市は、基本理念に基づいて、ろう者が手話による意思疎通が円滑に行えるよう、市民に対して手話への理解を広げるとともに、手話の普及に関する必要な施策を実施することを定めています。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市民の役割を定めています。

ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現するためには、市民が手話について理解を深めることが必要です。また、市が実施する手話に関する施策の推進には、市民の協力が不可欠なため、協力するよう努めることを定めています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、市が実施する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者を雇用するときは、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

【解説】

事業者の役割を定めています。

事業者に対し、ろう者が利用しやすいサービスを提供することや、市が実施する手話に関する施策に協力することに努めるとともに、ろう者を雇用するときは、働きやすい環境の整備について、必要な措置や合理的配慮の提供に努めることを求めています。

(施策の実施)

第7条 市は、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及びその普及に関する施策
- (2) 手話による意思疎通を図る機会及び情報を得る機会の拡大に関する施策
- (3) 手話通訳者の派遣その他のろう者の意思疎通の支援に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号の施策の実施に当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

【解説】

施策の実施について定めています。

市は、上記各号に掲げる施策を実施するものとします。

また、市は、施策の実施に当たり、ろう者や手話通訳者等と協議の場を設け、意見を聴き、その意見を尊重するよう努めることを定めています。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

手話に関する施策の推進にあたり、手話講習会の開催など一定の財政措置が必要になることから、財政上の措置に関する規定を設けています。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例に関して必要な事項については、別に定めるものとします。

福 岡 県

障がいの者
福祉情報

ハンドブック
2018

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
福岡県福祉情報センター

このハンドブックは、原則、平成29年7月時点での情報を掲載しています。
なお、実施施策や事業における「障害」「障がい」の表記方法につきましては、調査に御協力いただきました各関係機関・団体等の意向に沿って掲載しております。

Table with columns: No., 市町村名, 事業項目, and a grid of columns for various municipalities (e.g., 栗峰村, 六ヶ月洗町, 大木町, etc.). Rows include categories like '地域生活支援事業', '地域生活支援促進事業', and 'その他'.

14 市町村障がい福祉関係事業等の実施状況

